

国際関連情報 アジア情報

第13回日中韓三カ国会計基準設定 主体会議報告

ASBJ 常勤委員 せきぐち 関口 ともかず 智和
 専門研究員 たの 田野 ゆういち 雄一

1. はじめに

2013年11月6日に、第13回日中韓三カ国会計基準設定主体会議（以下「三カ国会議」という。）が、日中韓の会計基準設定主体の代表者等を含む30名程度が参加の上、東京にて開催された。本会議はアジアの近隣三カ国の会計基準設定主体間で、内外の様々な問題について認識を共有し、意見交換を行うことを目的にスタートしたもので、今回で13回目となった。

今回の会議には、中国会計準則委員会（CASC）から楊敏司長、韓国会計基準委員会（KASB）から Suk Sig (Steve) Lim 委員長以下が来日して会議に参加したほか、企業会計基準委員会（ASBJ）からは、西川委員長、小野委員長代行、新井副委員長、小賀坂副委員長、関口委員、正脇委員、柳橋委員、渡部委員、紙谷ディレクター、板橋ディレクター、神谷シニア・プロジェクト・マネージャー、宮治専門研

究員が参加した。また、日中韓三カ国の会計基準設定主体の代表者に加え、オブザーバーとして、国際会計基準審議会（IASB）から鷲地隆継理事及び Chung Woo Suh 理事が参加したほか、香港会計士協会、マカオ監査人会計士登録委員会（いずれも、会計基準設定主体）の代表者が参加した。

今回の会議では、次の事項について議論が行われた。

- 各国における近況報告
- 金融商品（信用減損、分類及び測定）
- 概念フレームワーク
- リース
- 保険契約

会議中、概念フレームワークのセッションには、IASBの担当スタッフ¹が参加したほか、保険のセッションには、対面又はビデオ会議を通じた形で追加的に5名のIASB理事²及びIASBスタッフが参加した。

なお、以下に記載する各参加者から会議中に

1 概念フレームワークのセッションには、IASBから、Kristy Robinson氏（テクニカル・プリンシパル）及び川西客員研究員が参加した。

2 保険のセッションには、IASBからは、対面で、Darrel Scott 理事及び Andrea Pryde 氏（テクニカル・プリンシパル）が参加したほか、Steve Cooper 理事、Patricia McConnell 理事、Patrick Finnegan 理事、Gary Kabureck 理事がビデオ会議で参加した。

示されたコメントは、必ずしも各所属団体の公式な見解ではない旨についてお断りさせていただく。

2. 各国における近況報告

各国での会計基準の開発等の近況について、次のような説明がされた。

(1) 日本

ASBJ から、次の事項について説明を行った。

① 日本国内での IFRS の適用に関連する直近の状況

- 企業会計審議会でなされた審議の概要、及び、「IFRS への対応のあり方に関する当面の方針」の公表
- IFRS の任意適用の状況
- 我が国における IFRS のエンドースメントの仕組み
- ASBJ における IFRS のエンドースメントに関する作業状況

② アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) において、ASBJ が議長国となっている作業グループ (概念フレームワーク、企業結合関連の基準の適用後レビュー、収益認識) に関する事項

(2) 中国

CASC から、次の事項について説明がなされた。

① 新企業会計準則の改訂及び開発

- 3つの新基準 (公正価値測定、共同支配企業、他の企業への関与の開示) を開発した。
- 5つの基準 (連結、金融商品の開示、財務諸表の表示、従業員給付、長期の株式投資) について改訂を進めている。なお、これらにつ

いては、2013 年末又は 2014 年初頭に新基準について公表を予定している。

② IFRS へのコンバージェンス

- 2013 年 4 月に香港の会計基準設定主体と会合を開催し、中国と香港の会計基準について、コンバージェンスや同等性について確認を行った。
- 2013 年 10 月に IASB と会合を開催し、IASB との意思疎通を図るとともに、国際的な基準への理解を深めている。

③ 新興経済国グループ (Emerging Economy Group (EEG))

- 2013 年 5 月に韓国で会合を開催し、料金規制事業等について議論を行っている。
- 2013 年 12 月にマレーシアで会合を開催し、インフレ会計等について議論を行っている。
- EEG については、中国が副議長国としてリエゾンオフィス機能を担っており、IASB 及び新興経済国の支援を受けて、期待されたとおりの発展を遂げている。

(3) 韓国

KASB から、次の事項について説明がなされた。

① IFRS の適用状況

- 2012 年において、83.8% の企業が韓国基準を適用しているものの、IFRS を適用している企業は着実に増加している (2,851 社 (2011 年)、3,156 社 (2012 年))。

② IFRS 導入の評価

- 韓国金融監督院 (FSS) の調査によると、2010 年から 2012 年において、IFRS に準拠した上場企業の連結財務諸表について概ね 98% 程度の監査報告書において無限定適正意見が表明されている。
- FSS は、IFRS への移行が順調に行われたと結論付けている。

③ 中小企業向けの会計基準

- 2012年12月に、KASBが中小企業向けの会計基準を最終化している。
- 2013年2月に、司法省（Ministry of Justice）が同基準（適用日：2014年1月を予定）を公表している。
- 2013年3月に、KASBが同基準の適用指針を公表している。

④ 非営利機関（NPO）向けの会計基準

- NPOの会計の透明性を高めるため、NPO向けの会計基準を設定する目的で、リサーチが開始され、その後、基準開発プロセスが開始された。
- 2013年8月に、KASBは、ワーキングドラフトを公表した。
- 2013年第4四半期に、公開草案を公表した上で、2014年前半に最終基準を公表することを予定している。

⑤ リサーチ活動

- 共通支配下の企業結合、料金規制事業、及び、持分法についてリサーチを行っている。

（共通支配下の企業結合）

- 共通支配下の企業結合は、IFRS第3号「企業結合」の対象でなく、実務上、買収側の財務諸表で会計処理にばらつきが見られるため、KASBでは共通支配下の企業結合の会計処理について調査・研究を続けている。

（料金規制事業）

- 料金規制事業については、韓国のガス事業の会計処理で論点が識別されている。このため、KASBでは他の法域における会計上の取扱いについて調査・研究を行っている。
- 具体的には、現行のIFRSの概念フレームワークや概念フレームワークのディスカッション・ペーパーで示されている資産の定義や認識規準についてのIASBの予備の見解に基づき、料金規制事業から発生する資産の認識の是非について検討をしている。

（持分法）

- 持分法について、KASBでは、他の法域（日本、ドイツ、ブラジルなど）における会計上の取扱いを調査した上で、個別財務諸表及び連結財務諸表に関する持分法の目的及び有用性について研究を行っている。
- 今後、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」について問題点を識別した上で、代替的なアプローチを提案することを予定している。なお、最終的な報告書については、2014年9月に公表することを目標としている。

⑥ IFRSの解釈の問題

- 詳しいガイダンスを要望する声が聞かれるものの、IFRSは原則主義であるために適時に対応するのが困難であり、今後とも、懸念が増加していくことが見込まれる。
- KASBは、IFRS解釈指針委員会の活動を拡大することを提案している。

3. 金融商品

IASBにおいて審議が進められているIFRS第9号「金融商品」の改訂に関して、信用減損と分類及び測定について、参加者の間で議論が行われた。主な内容は、次のとおり。

(1) 信用減損

- IASBの2013年9月及び10月会議に行われた審議内容に関連して、ASBJより「信用リスクの著しい増大」について、現状の規制及び銀行の実務が絶対的アプローチに基づいており、公開草案で提案されている相対的アプローチは信用リスク管理システムと整合しない点等に関連して、国内関係者から懸念が示されているという問題提起がされた上で、会議参加者の間で意見交換が行われた。

- これに対して、KASB からは、日本と同様に信用リスクの変動を当初認識時から決算日まで追跡することに関する懸念が示された。
- CASC からは、IASB が公開草案で提案したモデルについて基本的には賛成するものの、信用リスクの変動を追跡することに関する懸念が示されているというコメントがあった。

(2) 分類及び測定

- IASB の 2013 年 9 月及び 10 月会議に行われた審議内容に関連して、次の問題提起がなされた上で、議論が行われた。
- ASBJ からは、金融資産に組み込まれたデリバティブの処理について、金融負債の取扱いと対称的となるように分離処理を要求すべきという旨、及び、金融資産の分類変更日について、IASB 第 9 号では、事業モデル変更後の最初の報告期間の初日となっているが、事業モデルの変更を忠実に表現するために、事業モデルの変更日とすべきと考えているというコメントがされた。
- CASC からは、IFRS 第 9 号の発効日は保険契約に関する会計基準と同一とすべきであるとともに、OCI オプションを適用した資本性金融商品の評価差額について、決済時にリサイクリングを求めべきというコメントがあった。
- KASB からは、IFRS 第 9 号が既に IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」と同程度まで複雑になっており、当初の複雑性の低減を行い、理解可能性を高めるということを考慮すべきという懸念が示された。
- 香港会計基準設定主体からは、金融商品プロジェクトは時間をかけて検討すべきであり、特にリサイクリングの分野については、概念フレームワークとの関係を整理すべきとのコメントがあった。

4. 概念フレームワーク

ASBJ から、IASB が 2013 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「概念 DP」という。）のセクション 6「測定」、セクション 8「包括利益計算書における表示—純損益とその他の包括利益（OCI）」、セクション 9「その他の論点」に関する論点が紹介され、参加者の間で議論が行われた。主な内容は、次のとおり。

① 測定、純損益と OCI に関する論点

- CASC からは、OCI は測定と密接に関連するという ASBJ の見解に同意するとした上で、概念 DP では、複数の測定基礎を使用する場合として一方の測定値を財政状態計算書（以下「BS」という。）で使用し、別の測定値を純損益及びその他の包括利益の計算書（以下「PL」という。）に認識する方法が提案されており、ASBJ も BS と PL それぞれに目的適的な測定基礎を選択すべきとしているが、金融商品に限定した取扱いとしておかなければ、OCI 項目が際限なく増えてしまうのではないかと懸念が示された。
- KASB からは、当期純利益だけでは財務業績を評価できないため、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で、営業利益を明確に定義すべきであるという意見が述べられた。
- また、KASB からは、外貨建金額の換算について概念フレームワークで取り扱うべきであるという問題提起がなされた。さらに、換算は測定ではないため DP で取り扱っていないのか、又は測定の一つと考えて換算を公正価値測定とみなしてよいのか、今後の議論やリサーチの土台となる考え方を概念で提示すべきとの見解が示された。これに対して、IASB 関係者からは、外貨建金額の換算には

幅広い論点があり、まずリサーチを行う必要があると考えていることから DP では取り扱わないこととしたという説明がされた上で、要望についてはアウトリーチの結果として持ち帰って検討するという回答がされた。

② 慎重性、信頼性、及び受託責任に関する論点

- CASC から、「慎重性」、「信頼性」及び「受託責任」について、現行の概念フレームワークに含意されているのであれば、当該用語を復活させてその旨を明示すべきという提案がされた。
- これに対して、参加者から、これらの用語については、人によって異なる意味で使用されている可能性があるため、それらが意味する内容を明示した上で、概念フレームワークにおける位置付けを検討することが必要であるという見解が示された。

5. リース

IASB により審議が行われている IAS 第 17 号「リース」の改訂について、参加者の間で議論が行われた。主な内容は、次のとおり。

- CASC から、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) が 2013 年に公表した改訂公開草案「リース」における提案は 2010 年の公開草案より改善されているものの、二本建てのモデルのアプローチ等、引き続き同意できない点があるという見解が示された。例えば、リースが含まれている契約において、借手は、その構成部分の一部又は全部の観察可能な価格がない場合に当該構成部分を合算して単一のリース構成部分として会計処理する、という改訂公開草案の提案について懸念を有しており、そのような場合には契約の主要な特徴 (main character) に基づいて契約全体をリース又はサービスとして取り扱うべきではないかとのコメントがされた。
- これに対し、ASBJ からは、IASB へ提出したコメントレターの中で CASC と同様の懸念を表明しており、上記のような場合には、主要な構成部分 (primary component) がリースとサービスのいずれなのかを考慮して、全体としてリース又はサービスとして会計処理すべきであると考えており、ASBJ の論理と類似の CASC の主張には関心を持っているとの意見が述べられた。
- CASC からは、借手の会計処理について、使用権モデルは有用な情報をもたらすと考えられるため当該モデルを支持しているが、二本建ての会計処理モデルの提案については、①消費の原則は、多くのリースの価格付けを反映するものの、消費が生じる契約と生じない契約とで明確な線引きが難しく、実務での適用が難しいこと、②借手のタイプ B のリース (特に使用権資産の測定) に概念的な基礎がないこと、及び③タイプ B のリースについて、借手と貸手の会計処理の非対称性に概念的な基礎がないこと、以上の 3 つの点より賛成できないとの問題提起があった。
- これに対し、ASBJ からは、基本的には、借手の会計処理に使用権モデルを用いる方向性を支持しているが、コスト・便益の観点から、常に使用権モデルを用いることに懸念を有しており、使用権モデルを適用する適切な対象を追求すべきであるとの見解が述べられた。さらに、借手の会計処理、貸手の会計処理は、それぞれ主として費用配分の問題、収益認識の問題であることから、会計処理の対称性は必ずしも必要とは考えていないとの見解が示された。
- KASB からは、借手のタイプ B のリースに関する提案では、使用権資産の償却が増えるため、測定ベースにおいて、それ以外の有

形資産との比較可能性が悪化するので、より慎重に検討する必要があるという見解が示された。

6. 保険契約

保険契約のセッションについては、IASB から、多くの理事及びスタッフが参加された上で、参加者の間で議論が行われた。主な内容は、次のとおり。

(1) 契約上のサービス・マージンのアンロック

- 保険契約の改訂公開草案（以下「改訂 ED」という。）で提案されている契約上のサービス・マージン（以下「CSM」という。）のアンロックについて、ASBJ・KASB・CASC から概ね支持するという見解が示された。
- ASBJ から、企業間の比較可能性を確保する観点から、CSM の純損益への認識パターンについて、考慮すべき主要な要素（ドライバー）を明示すべきとの見解が示された。また、CSM の算出方法に関して、日本の市場関係者から、改訂 ED で提案されている加減算方式による計算結果と合理的に類似の結果を示すと見込まれることを前提に、CSM を每期再測定する方式を適用可能とすべきとの意見が出ていることを示した上で、IASB の今後の再審議において同意見を検討すべきとのコメントが示された。

(2) 保険契約収益の表示

- 改訂 ED における保険契約収益の表示に関する提案について、ASBJ から、保険契約に基づく履行義務の充足パターンを適切に表現したものではないとの見解が示された。ASBJ からは、代替的アプローチとして、保険契約

の履行義務の提供をカバー期間中の保険事故に対して保険金の支払いを行う待機義務の提供と捉え、この待機義務の提供に基づき保険契約収益を表示するという方法が提案された。

- これに対して IASB から、ASBJ が提案した代替的アプローチでは損益計算書上に新たな調整項目が必要であるとの指摘がなされた。また、改訂 ED で提案しているアプローチは、例えば生命保険の場合、保険会社へ移転されるリスクが当初低く、徐々に高まることから、この移転されるリスクを履行義務と捉えているとのコメントがあった。

(3) その他

- 上記以外の論点として、ミラーリング、割引率の変更による影響の OCI 表示、経過措置等についても意見交換が行われた。

7. その他

会議の最後に、本会議に関して、次の事項を確認するコミュニケが採択された。

- ① IFRS に日中韓三カ国からの意見がより適切に反映されるよう、三カ国の間で類似又は共通する見解が得られるよう、頻繁にコミュニケーションを行うこと
 - ② アジア・オセアニア地域内の基準設定主体による協力関係の促進等のために日中韓三カ国がリーダーシップを発揮すること
 - ③ 各国基準設定主体及び IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスにより行われるリサーチ・プロジェクトについて可能な限り協働すること
- 来年度の三カ国会議は、中国で開催される予定である。